

# 企業主導型保育事業 共同利用契約書

(甲) 運営会社 学校法人 飯倉学園

(乙) 契約企業

上記当事者間において、企業主導型保育事業の提供に関し、次の通り契約を締結する。

## 第1条 (企業主導型保育事業の目的)

乙は、甲の企業主導型保育事業に対し、保育を通して、保護者の就労支援、子育て支援のため、子どもの保育を提供することを目的とする。

## 第2条 (契約期間及び解除)

契約期間は、乙に勤める職員が、甲の保育事業を利用する期間とする。甲又は乙のどちらか一方が契約の更新を望まないときは、契約を終了させるものとする。

## 第3条 (契約費用及び利用料)

甲は、乙に対し、契約費用は徴収しないものとする。但し、保育を利用する保護者に対しては、別途定めた利用料金を徴するものとする。

## 第4条 (定員について)

定員については、保育園の空き状況に合わせて、甲乙両者協議の上、決定するものとする。

上記のとおり当事者間で合意したので、本証書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

(甲) 運営会社 (東京事務局)

住所 160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-14

会社 学校法人 飯倉学園

代表 理事長 牛島 武史



(乙) 契約企業

住所

会社

代表

